

かすみがうら市デリバリー・テイクアウト事業協力金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済へ大きな影響が及ぶ中、新たな需要への対応により市内消費の活性化を図るため、飲食料品のデリバリー又はテイクアウトを実施する市内の飲食事業者に対し、予算の範囲内においてかすみがうら市デリバリー・テイクアウト事業協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、かすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 主として客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所。
- (2) デリバリー 客の注文に応じて調理した飲食料品を客の求める場所に届けること。
- (3) テイクアウト 客の注文に応じて調理した飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施してその場で譲渡すること。

(協力金の交付対象)

第3条 協力金の交付の対象となる者は、協力金の交付の目的となる飲食店を経営する者（以下「代表者」という。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) かすみがうら市デリバリー・テイクアウト応援キャンペーン事業実施要項（令和2年かすみがうら市告示第60号）第5条に定める登録店舗と

して承認を受けていること。

- (2) 飲食店において令和2年4月1日から令和2年7月31日までの期間内にデリバリー又はテイクアウトを開始している又は開始する予定であること。
- (3) 飲食店でのデリバリー又はテイクアウトが協力金の交付申請日において終了していないこと。
- (4) 代表者が過去にこの協力金の交付を受けたことがないこと。
- (5) デリバリー又はテイクアウトの実施に必要な許可、認可又は登録等を取得していること。

(協力金の額)

第4条 協力金の額は、一律10万円とする。

(申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる関係書類を添え、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト事業協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、令和2年5月21日から令和2年8月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 代表者の住民票抄本（かすみがうら市外の個人事業主の場合に限る。）又は法人登記に係る全部事項証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
- (2) 登録店舗の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し
- (3) 直近年分の確定申告書（第一表）の写し
- (4) デリバリー又はテイクアウトを開始し、又は開始を予定していることがわかるもの（ホームページ、看板、メニュー等）の写真
- (5) 誓約書（様式第1号）その2
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を

精査し、適当と認めるときは、かすみがうら市デリバリー・テイクアウト事業協力金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（協力金の交付の取消し等）

第7条 市長は、申請者の内容に虚偽の事実があったときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する協力金が交付されているときは、期限を付して当該協力金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。